

# 農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン

(第2版)

一般社団法人 日本ファームステイ協会

令和2年7月20日

## I. はじめに

一般社団法人日本ファームステイ協会では、『令和元年度農山漁村振興交付金事業：農泊推進対策広域ネットワーク推進事業「農泊マニュアルの作成」』に対して編集協力を実施し、令和2年3月には「農山漁村地域の所得向上・活性化のための農泊手引き」が発行されました。

そのなかでリスクマネジメントにおける各種リスクを紹介し、その対応等について記載しておりましたが、今般の新型コロナウイルスが新たな脅威として出現したため、今後は「新たな日常」モデルをつくりあげることが必要となっています。

宿泊業をはじめ各種業界団体においても、業界ごとに「対応ガイドライン」を作成し、それぞれの現場で創意工夫をしながら実践されている中、農泊地域の旅館業法（簡易宿所営業）に基づく「農家民宿・農林漁業体験民宿」においても、宿泊業界にて作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に則った対策が求められており、また観光庁からは、住宅宿泊事業法（民泊新法）に基づく届出施設においても「同様の対応をとることが望ましい」との通知（令和2年2月）がなされているところです。さらには、旅館業法や住宅宿泊事業法に基づかず、体験料等を収受し宿泊させる「農家民泊・イベント民泊」についても同様の対応に留意する必要があります。

そのような中、本協会として、宿泊業や外食業団体さらには観光施設、旅行業界等の対応ガイドラインを基本としながら、農家民宿等の実情等も勘案して「宿泊（家主居住型・不在型）」「体験」「来訪者への依頼事項」等を含めた「農泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版：令和2年6月30日付）」をまとめ、さらには、その後の状況変化や「感染症学の専門家」および「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室」の監修をいただいて「第2版：令和2年7月20日付」を作成いたしました。

本ガイドラインは、現時点において必要と考えられる対策を例示したものであり、今後とも最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、宿泊客の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて必要な見直しを行ってまいります。

全国の農泊実践者の皆様におかれては、本ガイドラインを参考として、各施設の実情に合わせた具体的な対策を講じていただきますようご案内申し上げます。

## II. 具体的な対策の検討にあたっての考え方

「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の提言と「感染症学の専門家」や「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室」の監修に従い以下の点に留意しました。

また、国土交通省より「Go To トラベル事業」における感染防止対策に係る「参加条件」が発表（7月17日付）されましたので、「Go To トラベル事業」に参加する場合は、より本ガイドラインの徹底が必要となります。

1. 清掃と消毒のプロセスは、特に重要となるため留意しました。
2. 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員・家族や宿泊客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討しました。
3. 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定しました。
4. 高頻度接触部位（家具類、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、蛇口、手すり等）には特に注意しました。
5. 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるか等を評価しました。

### Go To トラベル事業の「参加条件」（宿泊施設の例）

- ① 「新型コロナウイルス対応ガイドライン」の徹底
- ② チェックイン時に検温・本人確認を100%実施
  - ※ 対面を避けるなどの感染予防策を講じて実施
  - ※ 本ガイドラインP. 5、P. 6 参照
- ③ 週末を含め保健所に連絡し、指導を仰ぐ体制を確立
  - ※ 本ガイドラインP. 10、P. 12、P. 13 参照
- ④ 浴場や飲食施設で三密対策を徹底
  - ※ 人数制限、時間制限を設ける等
  - ※ 本ガイドラインP. 7、P. 8
- ⑤ 食事の際の三密を回避
  - ※ 座席の間隔を空ける、ビュッヘ方式の食事では個別提供を行う等
  - ※ 本ガイドラインP. 7、P. 8、P. 11 参照
- ⑥ これらの取組みをホームページ等にて対外的に公表
  - ※ 本ガイドラインP. 12 参照

### Ⅲ. 具体的な感染防止対策

#### 1. 清掃・消毒に関する留意事項

「家主居住型」「不在型」等、宿泊施設は共通にて以下の清掃・消毒の方法に留意します。

##### (1) 「家主居住型」ならびに「不在型」宿泊施設が共通して留意する事項

- ① 情報の収集は、正確かつ信頼できる情報源（自治体情報等）を利用します
- ② 宿泊客がチェックアウトした後は、これまで以上に清掃と消毒を徹底します
- ③ 清掃業者等、外部スタッフを利用する場合は当ガイドラインを参考に、求めている水準や過程を説明し、清掃業者サイドの内容を定期的に確認します
- ④ 宿泊客に向けて、事前および滞在中に、清掃に関して施設が実施している対策が伝わるよう工夫します  
(例：施設内部に表示、HP等詳細情報に記載、施設情報の小冊子作成 等)

##### (2) 宿泊客向けサポート

- ① 宿泊客が手の清潔を保てるよう、手指消毒剤、抗菌ハンドソープ（通常の石鹸でも可）等を入り口や主要な箇所を用意するとともに、定期的な手洗いを奨励します
- ② 宿泊客が、自分で清掃・消毒ができるよう清掃用具や消毒剤の用意を検討し、それらの使用方法も掲示します
- ③ 宿泊客が清掃する場合、清掃後の様子や清掃状態をチェックし、必要があれば再度清掃します

##### (3) 清掃・消毒の留意事項

- ① 清掃する場所（部屋・バスルーム・キッチン等）により、清掃用具を使い分けて二次汚染を防止します
- ② リスクが最も低い場所（寝室・リビング）から清掃を開始し、リスクが高い場所（キッチン・バスルーム）に移ります
- ③ 通常の清掃に加え、ドアノブなどよく触る箇所は1日1回以上0.05～0.1%（500～1,000ppm）の次亜塩素酸ナトリウム溶液で清拭し、消毒を行います
- ④ トイレは0.1%（1,000ppm）の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはアルコール（70%）による清拭を毎日実施し、次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて清拭した後は、水拭きを行います
- ⑤ 清掃の徹底と記録のため、チェックリストを作成します
- ⑥ 作業の最中と後には換気を行います

#### (4) 宿泊施設に関する消毒の優先ポイント

ドアノブ、リモコン、スイッチ、バスルームの蛇口、トイレの洗浄ハンドル・便座、台所用品、箸・ナイフ・フォーク、椅子・テーブル等の家具、リネン類、廃棄物・ごみ箱、清掃用具、宿泊者向け印刷物（パンフレット・メニュー）

[参考：次亜塩素酸ナトリウム溶液500ml の作成方法]

・濃度0.05%（500ppm）

次亜塩素酸ナトリウム溶液 5ml+水495ml

・濃度0.1%（1,000ppm）

次亜塩素酸ナトリウム溶液10ml+水490ml

（注1）ここでいう次亜塩素酸ナトリウム溶液は市販の「ハイター（塩素系。花王（株））」などの原液（5～6%濃度）を使用することを前提としています。

なお、ハイターの商品付属の蓋に入る量は25ml、飲料用のペットボトルの蓋に入る量は5mlとされています。（メーカーのHP等も参照ください）

（注2）飲用のペットボトルで希釈溶液を作る場合、誤飲防止のため「飲用不可」を明記してください。

#### (5) 寝具等リネンの取り扱い

- ① 使用済み寝具リネンに触る回数は最低限に抑え、振り回さないよう注意します
- ② なるべく高温で洗い、完全に乾かしてから収納し、清潔なリネンと使用済みリネンは必ず分けて収納します

#### (6) チェックアウト後の清掃と次の宿泊客の受け入れ

- ① チェックアウト後、清掃のために部屋や施設に入るのは、3時間以上経過してから入り、換気や清拭終了後に次の宿泊客を受け入れます

## 2. 宿泊施設において留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

「家主居住型」と「不在型」、「食事提供の有無」等、施設によってその対応策と範囲は異なりますが、以下の留意事項を参考に、それぞれの実情に応じて必要な対策を講じます。

### (1) 留意すべき基本原則

- ① 万が一感染が発生した場合に備え、週末を含め保健所に連絡、指導を仰ぐ体制を確立します
- ② マスクの常時着用を徹底（従業員、家族及び宿泊者・入館者に対する周知）  
します

- ③ 従業員・家族と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保（できるだけ2 m、最低1 m）します
- ④ 感染防止のための宿泊客・体験客等の受入れ人数を調整（三密防止）します
- ⑤ 入口及び施設内の必要と思われる場所での手指の消毒設備の設置と周知・啓発を行います
- ⑥ 施設及び客室の換気を行います（施設は30分に1回以上数分程度、窓を全開にします。客室の清掃時は必ず換気を行います。）
- ⑦ 宿泊客への手洗い・消毒を要請します（現在、うがいは推奨されていません）
- ⑧ 従業員・家族の毎日の体温測定、健康チェックで体調管理を徹底します

## (2)各エリア・場面の共通事項

- ① 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を少なくするよう工夫します
- ② 手や口が直接接触するもの（コップ、箸等）は、使用の都度洗浄し消毒又は使い捨てにするなど可能な範囲で特段の対応を図ります
- ③ 人と人が対面する場所は、距離の確保（できるだけ2 m、最低1 m）に留意し、困難な場合はアクリル板・透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止します
- ④ 従業員・家族等の衣服は使用の都度（毎日）洗濯します
- ⑤ 手洗い、手指消毒の徹底を図ります
- ⑥ 宿泊客、従業員・家族の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、宿泊客や利用者がいない間も中断することなく感染防止策に留意します

## 3. 農泊施設（宿泊）滞在期間中の留意点

### (1)受付時（旅行者との合流場所等）の対策

- ① 受付時には、全員の検温と本人確認を徹底します
- ② 入口及び適正な箇所に手指の消毒設備を設置します
- ③ 入館の際に手指の消毒・体温計測・健康質問票の記載を依頼します発熱が軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかけます。宿泊客から申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従います
- ④ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら宿泊客の名簿を適正に管理します（宿泊客全員の住所・氏名・非常時の連絡先等）

### (2)送迎車等の乗車時、利用上の対策

- ① 送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置します
- ② 窓を開放する等、換気に留意するとともに、座席については、全員がマスクを着用することを前提に、可能な限りゆとりのある座席確保で対応することとします（助手席は、極力、宿泊客は使用しないようにします）
- ③ 乗車時には、出来るだけ会話を少なくする等、感染予防の行動を依頼します

### (3) チェックイン（入館受付）時の対策

- ① 客室でのチェックイン手続きは、フェイスシールドまたはマスクの着用を徹底します
- ② モバイルによるプリチェックインの導入等を検討します
- ③ チェックインの時間をお客様ごとに設定して顧客相互の接触を避け、加えて全員の検温と本人確認を100%実施します

#### 【宿泊カード等の記入】

- ・ 宿泊カードのオンライン化を検討します（メール等で必要事項の事前受付）
- ・ 筆記具は、使い回しせず人数分用意するか、スタッフが代筆、または使用の都度、清拭消毒を徹底します

#### 【館内・客室案内】

- ・ 口頭の説明を最小限にとどめ、文書の配布や動画紹介等の導入を検討します

#### 【鍵の受渡し】

- ・ 事前に清拭消毒した鍵を客室に置くこととし、直接の受け渡しを控えます
- ・ 返却された鍵は、清拭消毒を行ってから管理します

#### 【団体旅行や修学旅行の受入れ時の対応】

- ・ 受付時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請します（雨天時の工夫も検討）

### (4) 客室・設備等の対策

#### 【部屋のドアの開閉】

- ・ ドアノブの清拭消毒を定期的に励行し、常に清潔を保つようにします

#### 【部屋の設備（※）への対応】

- ・ 客室清掃時に、消毒剤（洗剤・漂白剤等）を使って表面を清拭します  
※テレビ・空調のリモコン、部屋の照明スイッチ、座卓、押入、電話、トイレ等
- ・ 部屋に消毒スプレーを設置し、衣類などへの除菌ができるように依頼します
- ・ コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換し、使い捨てでの対応も検討します
- ・ 使用済アメニティは廃棄、スリッパは使い捨て又は消毒を徹底します

#### 【換気の対応】

- ・ 空調機を外気導入に設定します（機能があるか確認してください）
- ・ 一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請します

#### 【家族等普段生活している人以外との相部屋】

- ・ 基本的に宿泊客の同居者以外との相部屋は避けることとし、止むを得ない場合は双方の同意を得ることとします
- ・ また、団体旅行や修学旅行の場合、ツアー出発前に事前に参加者への確認を行うことを要請します

### (5) 浴場の対応

- ① 入浴時間の設定等、入場人数の制限を行います
- ② 最寄りの温泉（日帰り入浴施設・温泉旅館等）との連携も検討します

#### 【更衣室】

- ・ ドアノブ、セキュリティロック等の清拭消毒を必要に応じて行います
- ・ 定期的なロッカーの清拭消毒を行います
- ・ 浴場での貸しタオル中止、客室から清潔なタオルの使用を要請します

#### 【浴室内】

- ・ 備品等の清拭消毒を適時に行います
- ・ 浴室内の換気強化を徹底します
- ・ 浴室、浴槽内の人数制限を行うとともに、対人距離の確保や会話を控えること等を要請します

#### 【洗面・化粧台】

- ・ ドライヤー等備品の清拭消毒を徹底し化粧品・ブラシ等は持参を要請します

#### 【休憩室等】

- ・ 極力、対面で会話をしないように配置等を工夫します
- ・ 休憩、共通スペースは、常時換気に努めます
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒します
- ・ 使用後の備品（ソファ、体重計等）の清拭消毒の協力を要請します
- ・ 水や飲料サービス機器のボタン等の定期的な清拭消毒を行います

### (6) 食事関係

食事処、レストラン等の接待を伴わない飲食店として都道府県の施設使用制限に従いますが、その徹底した感染防止対策としては以下のことに留意します。

#### 【宿泊客に提供する料理の調理時の対応】

- ・ 調理前には、手洗い・消毒を徹底します
- ・ 調理時は、マスクと手袋、ヘアキャップを着用します



#### 【会食等の共通対応】

- ・ 参加人数、滞在時間の制限、席の間隔（できるだけ2 m、最低1 m）に留意します
- ・ 従業員、家族はマスクを着用し、フェイスシールドの着用も検討します
- ・ 宿泊客に食事開始までマスク着用を要請します
- ・ 発熱、咳、かぜ症状のある人は別室での食事を要請します
- ・ 手洗いまたは手指消毒の徹底を図ります
- ・ 座布団、座椅子、お膳等は開始前・終了後の消毒を徹底します
- ・ 座席の配置は、横並び着席を基本とします
- ・ 会食場の換気を定期的に行います
- ・ お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請します
- ・ 従業員・家族と宿泊客の接触は、必要最小限にとどめます

#### 【料理説明を料理説明メモに変更等】

- ・ 可能な限り、鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに変更または提供側が  
取り分けるよう工夫します

#### 【料理提供の対応】

- ・ 盛り付け担当者の衛生管理を徹底します
- ・ 従業員・家族の衛生管理を徹底します
- ・ 下膳と同時に料理提供をしない等を徹底します
- ・ 提供の際は、マスク・手袋を着用します

#### 【食べ終わった食器類の下膳の対応】

- ・ 下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底します
- ・ グループ毎に食事後のテーブル等を消毒します

#### 【部屋食の対応】

- ・ 調理場から客室への料理の運搬時においては、運搬用機器の手に触れる部分の清拭消毒を行うなど必要に応じた対応を行います

#### 【客室内での料理の提供】

- ・ 横並び着席を推奨するなど感染防止の協力を要請します
- ・ 客室入室後、手指消毒をしてから料理を並べます
- ・ できるだけ一度に料理を提供し、客室への入室回数を少なくします
- ・ 従業員・家族はマスクを着用し、フェイスシールドの着用も検討します
- ・ 従業員と宿泊客の接触を極力減らす（料理説明を料理説明メモに変更等）工夫をします
- ・ 鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに変更または提供側が取り分けるよ  
う工夫します

**【食べ終わった食器類の下膳】**

- ・ 下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底します

**(7) チェックアウト（退館時の対応）**

**【精算方法】**

- ・ カード決済、電子マネー等、非接触型決済の導入を検討します
- ・ 現金、クレジットカード等の受け渡しは、手渡しで受け取らずコイントレイ（キャッシュトレイ）などを使用します
- ・ コイントレイは定期的に消毒し、会計の都度手指を消毒するなど工夫します

**【鍵の返却】**

- ・ フロントスタッフの手指消毒、返却後のキーを消毒します

**(8) 清掃等の作業**

清掃等については「清掃・消毒に関する留意事項（P. 3－P. 4）」も参照のうえ、以下の点に留意して対応してください。

**【従業員・家族による客室の布団上げ】**

- ・ マスクを着用し、使用後のリネン類は回収後に人が触れないように密閉保管したうえで、速やかに洗濯またはリネン業者へ委託します

**【客室清掃】**

- ・ 清掃時はマスク・使い捨て手袋の着用を徹底します
- ・ 清掃時には窓やドアを開放し、完全に空気を入れ替えるようにします
- ・ 使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換します
- ・ 使用済みタオルは、人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒します
- ・ ゴミは、ビニール袋で密閉して廃棄します

**【浴場清掃】**

- ・ 浴室内の設備・備品を清拭消毒します
- ・ 清掃時には窓やドアを開放し、完全に空気を入れ替えるようにします
- ・ 脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒を励行します
- ・ 使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒を行います
- ・ 浴槽等の消毒を徹底します

**【館内清掃】**

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃します
- ・ 通常の清掃後に、不特定多数が触れる表面を、始業前始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブや階段の手すり、受付デスク、家具などは、定期的にアルコール消毒液で拭くこととします
- ・ 宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更します

**(9) トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意）**

- ① 便器内は、通常の清掃と共に可能な範囲で消毒します
- ② 不特定多数が接触する共有部分は、清拭消毒を行います
- ③ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します
- ④ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備します
- ⑤ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止とします
- ⑥ 常時換気をオンにしておくなど換気に留意します

**(10) 従業員・家族スペース**

- ① 宿泊客の受入れ時は、マスク着用を徹底します
- ② 休憩、共通スペースは、常時換気することに努めます
- ③ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒します
- ④ 手洗い、消毒等の徹底を図ります

**4. 宿泊客の感染疑いの際の対応**

- (1) 事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を確保するように努めます
- (2) 発熱や呼吸困難・けん怠感等、感染が疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用のうえ部屋から出ないよう依頼します（同行者も同様）
- (3) 食事は客室に届けるようにして他の宿泊客との接触を避けるよう配慮します  
その宿泊客と対応するスタッフは限定し、対応時にはマスク等を着用します
- (4) 管轄保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従います
- (5) 当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備えます
- (6) 宿泊客に、再度、健康状態の確認を行います
- (7) 教育旅行等、団体旅行の場合、速やかに添乗員や学校関係者に情報共有しながら対応します
- (8) 安全管理マニュアルおよび緊急連絡体制には、感染疑いの際の対応について記載するようにします。
- (9) 万が一感染が発生した場合に備え、週末を含め保健所に連絡、指導を仰ぐ体制を確立します

**5. 農業体験等、体験メニュー実施時の留意点**

**(1) 参加者への依頼事項**

- ① 予約制がある場合は事前予約を利用して余裕を持った来場等、協力を依頼します
- ② 当日は、参加者に来場前に体温測定、健康チェックの実施を依頼します  
(少しでも体調に違和感があった場合は、中止の検討を依頼)
- ③ 体験中は、身体的距離の確保（できるだけ2m確保または少人数に分けて複数回で実施等）、マスク着用、手洗い・手指の消毒の励行を依頼します

- ④ 使用済みマスクは、お客さまご自身で処分を依頼します

## (2) 体験メニューの留意事項

### 【消毒液の設置】

- ・ 施設の出入り口への消毒液、トイレの手洗い場への消毒効果のある石けんなど、利用者が利用する場所への消毒液等の設置と周知を行います
- ・ 参加者への手洗い、手指の消毒の励行等についての声掛けを徹底します

### 【密集・密接・密閉空間（三密）を避ける】

- ・ 体験時の説明者等は、フェイスシールドまたはマスクの着用（場合によっては両方）を徹底します
- ・ 密集空間を作らないための工夫や適切な列間隔の確保を行います
- ・ 対面接客時の適切な距離の確保を行います
- ・ 屋内施設は、定期的に十分な換気（窓が少ない場合は、換気扇の併用）を徹底します

### 【調理体験時の対応】

- ・ 調理前には、手洗い・消毒の徹底を依頼します
- ・ 調理時は、マスクと手袋、ヘアキャップの着用を依頼します
- ・ 手指衛生に用いる消毒用アルコールに引火しないよう周知します

### 【食事】

- ・ 座席は、なるべく横並びの席など、対面での食事を避け密にならない配慮を行います
- ・ 構造上、横並びが難しい場合は、極力、間をとった配置などを工夫します
- ・ トング・箸の共用、大皿を避け、可能な限り、個別の提供を心掛けます

### 【参加者対応】

- ・ 施設の新型コロナウイルス対応策について掲示するなどお客さまに協力を依頼します
- ・ 受付時、終了時に同一のボールペンやサインペン等を使用するときは、使い回しはせず人数分用意するか、スタッフが代筆します
- ・ スタッフの業務中は、マスクまたはフェイスシールド着用(場合によっては両方)の徹底を図ります
- ・ 拡声器、マイクの使い回しは避けます
- ・ 案内窓口や販売所レジでは、一定距離を保つよう案内します
- ・ カード決済、電子マネー等キャッシュレス精算の導入を検討します
- ・ 座席、体験用具などは、使用の都度、アルコール消毒液等で消毒します
- ・ 参加者がよく触れる箇所（ドアノブ、水道カランなど）はこまめにアルコール消毒液等で消毒します
- ・ 体験に使用する道具の使い回しは極力避けます

- ・ 人数分そろわない道具を使用する場合は、使い捨て手袋（ゴム、ビニールなど）を配布し、着用の上道具を使用します

#### 【スタッフの体調管理】

- ・ スタッフは、毎日、体温測定、健康チェックを実施します
- ・ 受入時、調理前、トイレ後の手指の消毒、手洗いを徹底します
- ・ スタッフに発熱、咳などの風邪症状がみられたときは業務を中止します

#### 【参加者の感染疑いの際の対応】

- ・ 事前に他の参加者と区分して待機する部屋等の確保に努めます
- ・ 万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる参加者がいる場合、別室等で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないように依頼します  
※同行者も同様
- ・ 食事提供の場合、待機室に届ける等、他の参加者との接触を避けるよう配慮します。またその参加者と対応するスタッフも限定し、対応時にはマスクを着用します
- ・ 保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある参加者の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従います
- ・ 当日の参加者名簿を確認し、保健所への提出に備えます
- ・ 教育旅行等、団体旅行の場合、添乗員や学校関係者に速やかに情報共有して対応します
- ・ 安全管理マニュアルおよび緊急連絡体制には、感染疑いの際の対応について記載するようにします。
- ・ 万が一感染が発生した場合に備え、週末を含め保健所に連絡、指導を仰ぐ体制を確立します

## 6. 旅行会社等、送り手に向けた確認・依頼事項

### (1) 自施設の対応ガイドラインの情報提供

- ① 旅行会社や教育機関等、送り手側に施設の安全対策について、ホームページ上に公表することを含め、事前に最新の情報を提供します

### (2) 旅行会社等への確認・依頼事項

#### 【出発前、実施中】

- ・ 旅行の出発となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請がなされていないことを確認します
- ・ 旅程に組み込む運送機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に、適切な感染防止対策を取っていることを確認し、お客様へ情報を共有します

- ・ 感染状況の変化等により旅行の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、またはその困難となる可能性が大きい場合には、旅行の中止を依頼します
- ・ 旅行開始後であっても、感染状況の変化によりその後の旅行の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、旅行の中止を依頼します
- ・ 各施設に入場の際にアルコール消毒の徹底を依頼します

#### 【観光・体験中】

- ・ 観光地では、団体メンバーが集まって「三密」の状態を作らないよう、添乗員等からの案内について協力を依頼します
- ・ 入場施設では、入り口や施設内部での密集・密接を避けるため、小グループに分け、時間差をつけた入場等の工夫を行うよう依頼します

#### 【食事】

- ・ 食事においては、受入先のガイドラインに従った利用ができるよう案内を依頼します
- ・ その他の場所での食事においても、食事中の飛沫感染を防ぐため、時間をずらす、椅子を間引く等、距離の確保を依頼します
- ・ 施設の従業員との接触をできるだけ少なくすることを依頼します

#### 【添乗員が同行しない場合】

- ・ 施設のガイドライン等について、事前に参加者への案内を依頼します

#### 【参加者の健康管理、添乗員等関係者の健康管理】

- ・ 出発前にお客様の体調確認（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状を呈している参加者には、旅行参加への不参加を依頼します
- ・ 旅行中に体調不良となった参加者は、旅行から離団し、他の参加者への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう協力を依頼します
- ・ 旅行中、要所要所でのマスク着用・手洗い等の案内を依頼します

## 【参考とした資料等】

本ガイドラインは「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の提言と「感染症学の専門家」や「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室」の監修、さらには、以下の各種業界団体等の「対応ガイドライン」を参考に作成したものです。

- ・ 農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省）  
[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/ncv\\_guideline.html](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html)
- ・ 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン  
（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）  
<http://www.yadonet.ne.jp/info/member/pdf/covid19-guideline-v1.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた宿泊施設の清掃等マニュアル  
（全国ビルメンテナンス協会）  
[https://www.j-bma.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/0529\\_COVID-19\\_guideline.pdf](https://www.j-bma.or.jp/wp-content/uploads/2020/05/0529_COVID-19_guideline.pdf)
- ・ 民泊感染防止対策ガイドライン（一般社団法人 日本民泊協会）  
<https://www.minpaku.or.jp/covid19-guidelines/>
- ・ 体験交流企画 新型コロナウイルス等 感染予防対策ガイドライン  
（一般社団法人全国農協観光協会）  
<https://www.znk.or.jp/topics/>
- ・ ふるさとホームステイ受入地域団体に求められる「新型コロナウイルス感染拡大予防」の取組 ～参加する子供達・同行者や受入家庭にとって安全・安心な受入に向けて～（（一財）都市農山漁村交流活性化機構）  
[https://www.kouryu.or.jp/service/pdf/corona\\_kakudaiyobotorikumi.pdf](https://www.kouryu.or.jp/service/pdf/corona_kakudaiyobotorikumi.pdf)
- ・ 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン  
（日本旅行業協会、全国旅行業協会）  
[https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020\\_newviruscrrespndncguideline.pdf](https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_newviruscrrespndncguideline.pdf)
- ・ 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（日本旅行業協会、日本修学旅行業協会、全国修学旅行研究協会）  
[https://www.jata-net.or.jp/member/virus/pdf/200603\\_domesticchoolexcursionguide.pdf](https://www.jata-net.or.jp/member/virus/pdf/200603_domesticchoolexcursionguide.pdf)
- ・ 外食業の持続継続のためのガイドライン  
（日本フードサービス協会、全国生活衛生同業者組合中央会）  
[http://www.jfnet.or.jp/contents/\\_files/safety/FSguidelineA4\\_20514\\_21.pdf](http://www.jfnet.or.jp/contents/_files/safety/FSguidelineA4_20514_21.pdf)
- ・ 遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(東日本遊園地協会、西日本遊園地協会、賛同企業)

[https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement\\_park\\_guideline.pdf#search](https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf#search)

#### 【その他参考情報】

各輸送機関における完全換気に必要な時間（具体的な実証実験による）

- ◆貸切バス・バス車内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間 5～6分  
常時作動 (バス製造会社ホームページより)
- ◆新幹線・車両内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間 6～8分  
常時作動 (JR各社ホームページより)
- ◆航空機：機内空気の換気による完全入れ替えに必要な時間 2～3分  
常時作動 (航空会社各社ホームページより)

本ガイドラインの作成に当たっては、以下の「専門家」ならびに「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室」に監修いただきました。

尾内 一信 川崎医科大学 小児科学 主任教授

## 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)活用のご案内

詳細：厚生労働省 HP「[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

○ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携して、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA<sup>※</sup>)を開発しました。ご自身のスマートフォンにインストールして、利用いただきますようお願いいたします。

※COVID-19 **C**ontact **C**onfirming **A**pplication

○ 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

○ 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されます。



## 「農泊」地域の皆さまとともに

現在、わが国は、終息の見えない新型コロナウイルス禍に加え、九州をはじめとする全国各地で大きな豪雨災害に見舞われています。

全国の「農泊」地域の皆さまにおかれては、今後の事業推進に不安を抱えておられることと存じます。しかしながら、農山漁村地域の所得向上と活性化をめざす「農泊」の取組は、今後とも、歩みを止めることなく進めていくことが必要です。

「一般社団法人日本ファームステイ協会」は、全国の「農泊」地域の皆さまに寄り添い、日本の地域を元気にしようとする全国の関係組織・団体の力を結集して「農泊」地域を支援し、これからも地域活性化に貢献してまいります。

令和2年7月  
一般社団法人日本ファームステイ協会  
Japan Countryside Stay Association

### 【本件に関するお問い合わせ】

一般社団法人 日本ファームステイ協会

Japan Countryside Stay Association

住所：〒101-0021東京都千代田区外神田2-17-2

電話：03-3526-2493 （FAX：03-3526-2494）

E-Mail：[info@jpcsa.org](mailto:info@jpcsa.org)

または・・・

株式会社農協観光 地域交流推進課

【担当】 横村・齋藤

E-Mail：[ntour.chiiki@ntour.co.jp](mailto:ntour.chiiki@ntour.co.jp)